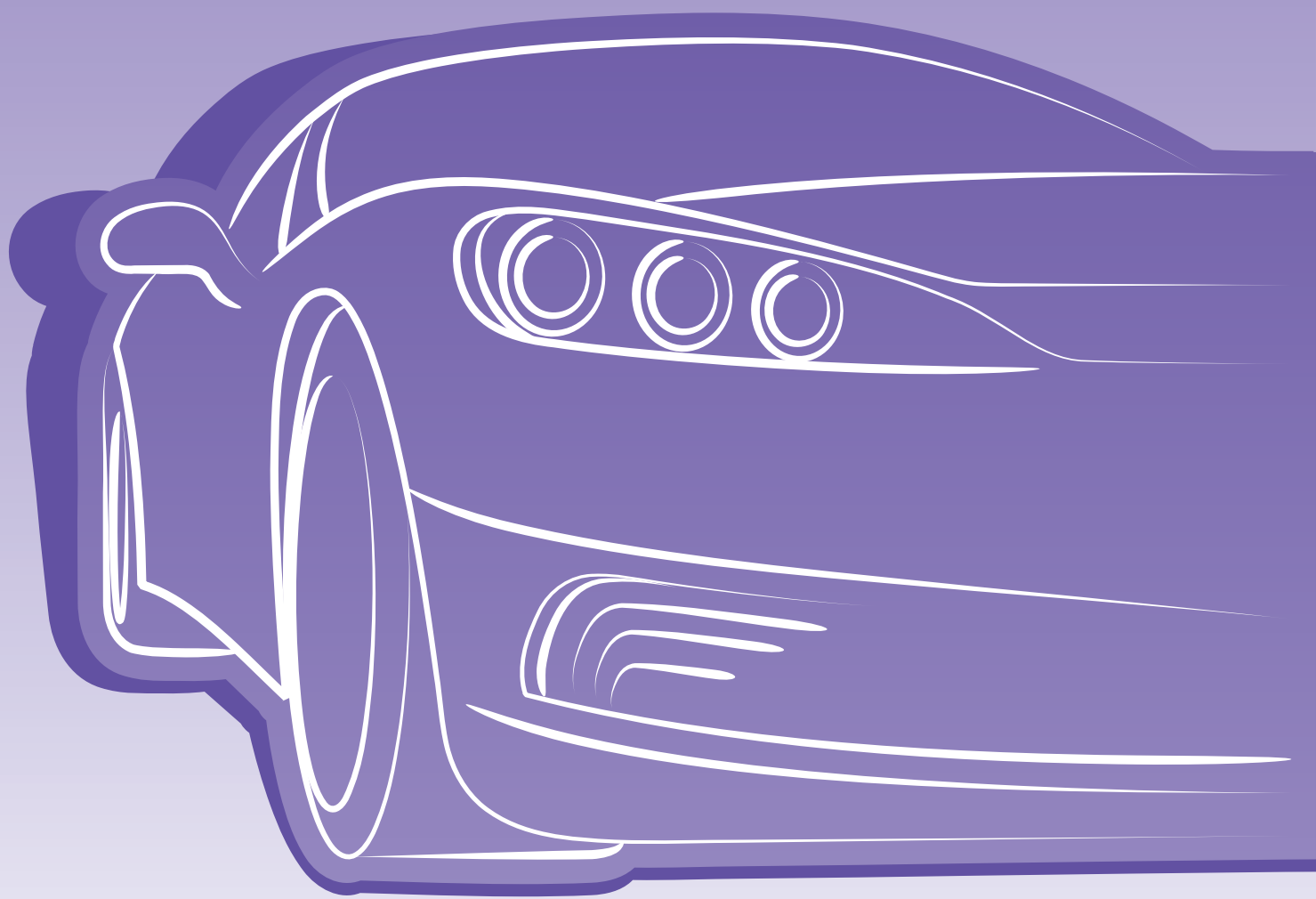


消費税率の引上げに伴う 価格表示方法等の 対応の手引

四輪車編



2019年6月

一般社団法人 自動車公正取引協議会

はじめに

- ◆2019年10月1日に消費税率が8%から10%へ引上げられます。併せて、消費税転嫁対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）が2021年3月31日まで延長され、引き続き、消費税の転嫁を阻害する表示を禁止するとともに、一定の場合において、「消費税抜価格」の表示を認める特例措置についても同日まで延長されています。
- ◆当協議会は、前回の消費税率引上げ時に、自動車の販売価格の表示について、関係団体の意見等を聴取しながら検討を行いました。その結果、消費者に分かりやすいという観点から、消費税込の販売価格を表示することとなったため、10月1日以降も、**引き続き、「消費税込価格」を表示**することとなります。
- ◆本手引は、消費税込価格の表示方法や広告表示等を行う際の留意点、消費税率引上げ前後に適用税率等を適切に伝えるための対応等についてまとめましたので、これらを参考に適正な価格表示を行っていただきますようお願いいたします。
- ◆また、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、環境性能割が導入や1年間（2020年9月30日までの登録）は1%の臨時的軽減が行われるなど、自動車関連諸税の改正・見直しが図られます。広告等において環境性能割やエコカー減税について表示する際の留意点、表示方法等についてもまとめましたので、これらを参考に適切な広告宣伝活動を行っていただきますよう、併せてお願いいたします。

目 次

I	価格表示の方法（消費税込価格の表示方法）	1
1.	消費税込価格の表示	1
2.	消費税込価格の表示方法	1
II	店頭や広告等において表示を行う際の留意点	2
1.	消費税の転嫁を阻害するおそれのある表示	2
2.	不当表示（おそれのある表示）	3
1)	消費税抜価格が消費税込価格であると誤認される表示	3
2)	「消費税率引上げ前の購入がお得である」旨の表示	4
III	適用される消費税率等を適切に伝えるための対応	5
1.	適用される消費税率等を適切に伝えるための対応がなぜ必要か	5
1)	税率10%が適用される取引	5
2)	適用される消費税率等を適切に伝えるための表示の必要性	5
2.	適用される消費税率等を適切に伝えるための対応	6
1)	2019年9月30日までの対応	6
2)	2019年10月1日以降の対応	10
3)	商談時の対応	12
4)	消費税抜価格のみが表示された用品等を陳列する場合の対応	12
IV	個人リース料金の表示方法（消費税込リース料金の表示方法）	13
1.	消費税込リース料金の表示	13
2.	税率10%が適用される個人リース取引	13
3.	店頭や広告等において表示を行う際の留意点等	14
1)	消費税の転嫁を阻害するおそれのある表示	14
2)	不当表示となる（おそれのある）表示	14
3)	消費税込の個人リース料金の表示方法	14
V	消費税率引上げ後の自動車関係諸税に関する表示を行う際の留意点	15
	<参考>用品等のキャッシュレス決済のポイント還元に関する表示を行う際の留意点	17

価格表示の方法（消費税込価格の表示方法）

1. 消費税込価格の表示

- 消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示

2. 消費税込価格の表示方法（規約、同施行規則）

正しい表示例（消費税率10%時に販売店が新車の価格表示をする場合）

- ①車両本体価格 110万円（消費税込）
- ②車両本体価格 110万円（消費税10万円込）
- ③車両本体価格 110万円（消費税抜価格100万円）
- ④車両本体価格 110万円（消費税抜価格100万円+消費税10万円）

※消費税抜価格を参考として表示することは可能です。「参考として表示する」とは、消費税込価格の表示と文字の大きさを同等以下にするとともに、配色等にも注意するなど、消費税込価格より目立たないように表示することをいいます。

<正しい広告表示の例> 消費税込価格を表示し、「消費税込である」旨を付記（①の例）

スカーレット2.0X（2WD）



車両本体価格
220万円（消費税込）

- 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

問題となる表示例（消費税率10%時に販売店が新車の価格表示をする場合）

- ①車両本体価格 100万円（消費税別）
- ②車両本体価格 100万円（消費税10万円）
- ③車両本体価格 100万円（税込110万円）
- ④車両本体価格 100万円（+消費税）

<問題となる広告表示の例> 消費税抜価格を大きく目立つように表示（③の例）

スカーレット2.0X（2WD）



車両本体価格
200万円（消費税抜）
220万円（消費税込）

- 保険料、税金、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

II

店頭や広告等において表示を行う際の留意点

1. 消費税の転嫁を阻害するおそれのある表示

以下のような表示は、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています

- ①消費税は当店が負担 ②消費税還元セール ③増税分据置価格
- ④消費税2%分を負担 ⑤増税分を値引き ⑥増税分利率引き下げ
- ⑦増税分2%キャッシュバック ⑧消費税相当分のオプションプレゼント

＜問題となる広告表示の例＞ 増税分を値引きする旨の表示（⑤の例）

増税した今こそ！

消費税増税還元セール開催！！ セール期間10/1～10/14の14日間！

スカーレット2.0X（2WD）



特別値引20万円 **+** **増税分値引4万円**

車両本体価格220万円のところ

24万円もお得

増税分還元価格 196万円（消費税込）

●保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

一方、消費税との関連が明らかでない以下のような表示は、問題とはなりません

- ①秋の決算セール ②暮らし応援還元セール
 - ③たまたま増税分と一致するだけの「2%値下げ」、「2%（ポイント）還元」等
 - ④たまたま消費税率と一致するだけの「10%値下げ」、「10%還元セール」等
- ※ただし、広告全体からみて消費税を意味することが明らかな場合には、問題となります

中古車については、その商品特性から値引き表示（二重価格表示）を行うことはできません

＜問題とならない広告表示の例＞ たまたま消費税率と一致しただけの値引き表示（④の例）

秋の大還元セール開催！！ セール期間10/1～10/14の14日間！

～ 日頃のご愛顧の感謝の気持ちを込めて、車両本体価格の10%を還元いたします！～

スカーレット2.0X（2WD）



車両本体価格220万円のところ

10%値引き！
22万円もお得

特別価格 198万円（消費税込）

●保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

2. 不当表示（おそれのある表示）

1) 消費税抜価格が消費税込価格であると誤認される表示

以下のような表示は、消費税込価格を明瞭に表示することを義務付けている規約、同施行規則に違反するのみならず、消費税抜価格が消費税込価格であると誤認させる不当表示（規約及び景品表示法違反）に該当するおそれがあります。

不当表示の例（表示しているのは消費税抜価格）

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①100万円 | ⇒ 「税抜」と付記していない |
| ②100万円（消費税抜） | ⇒ 「税抜」の文字が小さい |
| ③100万円（税込110万円） | ⇒ 税込価格の文字が小さい |
| ④100万円（税込110万円） | ⇒ 税込価格の視認性が低い |

<問題となる広告表示の例1> 「税抜」と付記していない（①の例）

スカーレット2.0X（2WD）	車両本体価格
	200万円
	●保険料、税金、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

<問題となる広告表示の例2> 「税抜」の文字が小さい（②の例）

スカーレット2.0X（2WD）	車両本体価格
	200万円 （税抜）
	●保険料、税金、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

<問題となる広告表示の例3> 税込価格の文字が小さい（③の例）

スカーレット2.0X（2WD）	車両本体価格
	200万円 （税込220万円）
	●保険料、税金、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

2)「消費税率引上げ前の購入がお得である」旨の表示

以下のような「消費税率引上げ前の購入がお得（有利）である」旨の断定的な表示は、以下の理由により必ずしもお得であるかどうかは不確定である※ことから、取引条件について実際のものよりも有利であるかのように誤認される不当表示に該当するおそれがあります。

※不確定である理由

消費税率引上げ時に行われる自動車関係諸税の改正との関連があること、また、消費税率引上げ後、各社が販売促進を図るため、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられること

問題となる（おそれのある）表示例

- ①消費税は10%増税へ！クルマを購入するなら今！！
- ②消費税は10%に！新車を買うなら今がお得！！
- ③クルマをお得に購入するなら、消費税増税前の今がラストチャンス！
- ④今購入しないと損します！クルマ買うなら消費税8%のうちに！

<問題となる広告表示の例>

10/1の消費税10%増税前にお得にご購入！
消費税増税前のラストチャンス！！

スカーレット2.0X (2WD)



10%なら車両本体価格220万円のところ
消費税8%なら216万円!(消費税込)

●保険料、税金(消費税除く)、リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

今なら増税分
2%お得!

<正しい広告表示の例>

以下のように、消費税率引上げの際に実施される自動車関係諸税の改正内容及び消費税10%が適用されるタイミングについて、適切に情報提供した上で、「乗り換え・購入を検討中の方はお早めにご相談下さい」等と表示することは問題ありません。

10月から、消費税が8%→10%に。自動車関連諸税も見直されます
ご購入を検討中の方は、お早めにご相談下さい！！

スカーレット2.0X (2WD)
車両本体価格216万円(消費税8%込)



●保険料、税金(消費税除く)、リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

①自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が導入されます！
10月1日以降に取得した自家用及び営業用自動車に課税されますが、自家用自動車については、導入から1年間は1%の臨時的軽減が行われます。

②自動車税が引下げられます！
10月1日以降、自家用乗用車（登録車）の自動車税が恒久減税されます。

新税率の適用は契約ではなく登録のタイミングです
車種・グレードによっては、登録までに時間がかかる場合があります



適用される消費税率等を適切に伝えるための対応

1. 適用される消費税率等を適切に伝えるための対応がなぜ必要か

1) 税率10%が適用される取引

売上計上日[※]が10月1日以降となる取引

※ 「課税資産の引渡しの日として合理的であると認められる日」のうち、「事業者が継続して資産の譲渡を行ったこととしている日」（所得税、法人税の収入金額を計上すべき時期と同様の取扱い）



販売店が売上計上日として、以前より継続して適用している日[※]

「登録（届出）日」、「納車日」等

※ 今回の消費税率引上げ時に限って、売上計上日を従来のものから変更することは認められていませんので、注意が必要です

2) 適用される消費税率等を適切に伝えるための表示の必要性

消費者の認識

多くの消費者が、9月中に契約すれば、既存の消費税率（8%）で購入できると考えている



⚠ 消費者の認識と実際にギャップ

実 際

実際には9月中に契約しても、売上計上日が10月1日以降であれば、新税率（10%）が適用される



2019年10月1日の消費税率引上げ前後において、適用される税率等を適切に伝えるための表示上の対応が必要。

＜対応例（登録日を売上計上日としている場合の例）＞

- 9月以前に契約しても、登録日が10月1日以降となる場合、税率10%が適用されること
 - 車種、グレード、オプション、色などにより、登録までに時間を要するため、税率10%が適用される可能性があり得ること
- 等を正確に伝えることが必要

2. 適用される消費税率等を適切に伝えるための対応

1) 2019年9月30日までの対応

＜前提＞ 登録(届出)日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

【広告、展示車、価格表、カタログ、商談時等の基本的な表示内容】

①登録(届出)が10月1日以降となる車両の場合

- ＜表示内容＞
- ア. 販売価格 → 消費税率10%に基づく消費税込価格
 - イ. 付記説明 → 登録(届出)が10月以降となるため、消費税率10%に基づく価格を表示している旨

②登録(届出)が10月1日以降となる可能性がある車両の場合

- ＜表示内容＞
- ア. 販売価格 → 消費税率8% 又は 10%に基づく消費税込価格
 - イ. 付記説明 → 10%に基づく販売価格を表示した場合

登録(届出)が10月以降となる可能性があるため、消費税率10%に基づく税込価格を表示している旨及び9月中の登録(届出)となった場合は、消費税率8%に基づき再精算させていただく旨

→ 8%に基づく販売価格を表示した場合

消費税率8%に基づく税込価格を表示している旨及び登録(届出)が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき再精算させていただく旨

③9月30日以前に登録(届出)が可能な車両の場合

- ＜表示内容＞
- ア. 販売価格 → 消費税率8%に基づく消費税込価格
 - イ. 付記説明 → 特に対応する必要なし

※ただし、可能な限り早い時期から、「消費税率8%に基づく税込価格を表示している旨及び登録(届出)が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき再精算させていただく」旨を表示すること

表示のポイント

表示する内容は、10月1日が近付くにつれて、③→②→①に変更していく必要があります。

<2019年9月30日までの対応の具体例>

<前提> 登録(届出)日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

● 広告における表示例

① 登録(届出)日が9月30日以前及び10月1日以降となる車両が混在する場合

消費税について

- 車両本体価格は、消費税込価格です。
- 消費税10%込 … 登録が10月以降となるため、消費税率10%に基づき表示しています。
- 消費税 8%込 … 消費税率8%に基づき表示しています。登録が10月以降となった場合、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

<新車チラシ>

秋の感謝フェア



スカーレット 1.8X
(2WD, CVT)

車両本体価格 消費税10%込

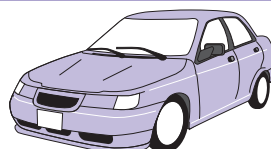
220万円※



コートリ 1.5M
(2WD, CVT)

車両本体価格 消費税 8%込

135万円※



ナガータ 1.3S
(2WD, CVT)

車両本体価格 消費税 8%込

158万円※

※価格には、保険料、税金(消費税を除く)、登録等に伴う費用等は含まれておりません。

消費税について

② 登録(届出)日が10月1日以降となる可能性がある車両の場合

⇒ 8%の税込価格を表示した例

消費税について

- 販売価格は、消費税率8%に基づく価格です。
- 登録が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

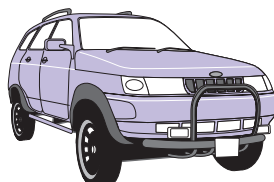
<中古車チラシ>

U-Car オータムフェア!



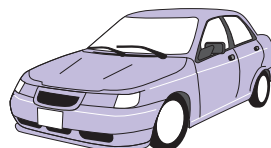
コートリ 1.5M
69.9万円※

■初度登録H29年 ■走行2.2万km ■検R2年3月
■シルバー ■リ済込 ■保証付(1年間無制限)
■修無 ■整有込 ■車台No.198



ハンゾウ 3.0F
150.8万円※

■初度登録H27年 ■走行4.2万km ■検なし
■ブルー ■リ済込 ■保証付(1年間無制限)
■修無 ■整有込 ■車台No.225



AFT-C2.5T
109.7万円※

■初度登録H28年 ■走行3.0万km ■検R1年11月
■シルバー ■リ済込 ■保証付(1年間無制限)
■修無 ■整有込 ■車台No.310

※価格には、保険料、税金(消費税を除く)、登録等に伴う費用等は含まれておりません。

消費税について

●カタログにおける表示例

① 登録（届出）日が10月1日以降となる車両の場合

⇒ 書面の差し込み等により対応した例（10月以降も引き続き対応可能）

1,080,000円（消費税8%込）

〈商品カタログ〉

〈差し込み書面〉

お客様へ

カタログに記載のスカレットのメーカー希望小売価格は、消費税率 8% に基づく価格を表示しています。
スカレットは登録が10月以降となるため、価格につきましては、このチラシに記載の価格（消費税率10%に基づく価格）となります。詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

メーカー希望小売価格一覧
〈消費税10%込〉

グレード	メーカー希望小売価格	リサイクル料金
X	1,100,000円	●●,●●●円
G	1,320,000円	●●,●●●円
S	1,540,000円	●●,●●●円
GT	1,760,000円	●●,●●●円

IN

② 登録（届出）日が10月1日以降となる可能性がある車両の場合

⇒ 書面の差し込み等により対応した例

1,080,000円（消費税8%込）

〈商品カタログ〉

〈差し込み書面〉

お客様へ

- 本カタログに記載のスカレットのメーカー希望小売価格は、消費税率 8 % に基づく価格を表示しています。
- 登録が10月以降となった場合、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

IN

<前提> 登録(届出)日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

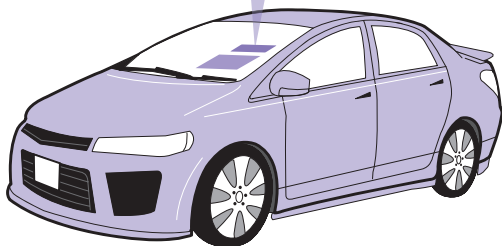
① 登録（届出）日が10月1日以降となる可能性がある車両の場合（中古車）

⇒ 8%の税込価格を表示した例

⇒ 切替え作業を行うごく短期間であれば、10月以降も対応可能

お客様へ

- 展示車両の価格は、消費税率8%に基づく価格です。
- 登録が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。



お客様へ

展示車両の価格は、消費税率
8%に基づく価格です。

登録 が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。

詳しくはスタッフに
お問い合わせ下さい。

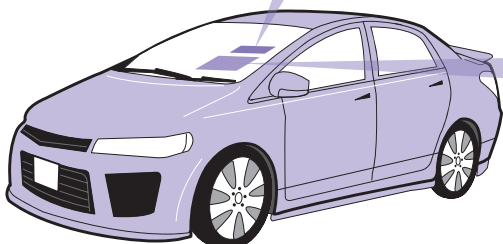
○○自動車販売

■一台毎にPOP等で表示する、又は、ポスター等で表示するなど、確実にお客様の目に付く方法で表示すること

〈説明POP〉

お客様へ

- 車両本体価格は、消費税率8%に基づく価格です。
- 同車種でも、グレードや色、オプション等により、登録が10月以降となる場合がございます。その際は、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。



1,080,000円 (消費税8%込)

〈スペックシート〉

車名

スカーレット 1.6 X

主な仕様区分

1800CC 2WD CVT

車両本体価格

¥1,080,000円(消費税8%込)

※リサイクル料金●●●●●円が別途必要となります。

※価格には保険料、税金(消費税を除く)、登録等にやう費用等は含まれておりません。

<主要装備>

車両重量

実車定員

エンジン型式

燃料供給装置

最高出力

最大トルク

燃料消費率

標準燃費(市)対策

使用燃料

※価格別消費率は定められた試験条件のもとでの数値です。実際の走行時とは異なります。

製造販売者

販売業者

2) 2019年10月1日以降の対応

＜前提＞ 登録(届出)日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

【広告、展示車、価格表、カタログ等の基本的な表示内容】

■「消費税率10%に基づく税込価格」を表示するとともに、「消費税率10%に基づく税込価格を表示している」旨を付記すること。



- ①中古車の台数が多く、Web広告や展示車の価格表示の切替えが間に合わない場合
 - ②新車のカタログや価格表について、モデルチェンジやカタログ在庫が無くなるまでの間、既存のものを使用する場合
- については、下記のような方法で対応することも可能。

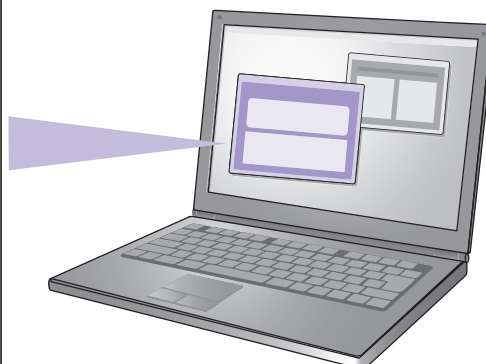
＜価格の切替えが間に合わない場合等の対応例＞

●中古車のWeb広告における表示例

- ⇒ 広告掲載台数が多く、10%の税込価格に切替えることが物理的に困難な場合
- ⇒ 切替え作業を行う間のごく短期間の緊急避難的対応

＜画面＞

中古車在庫一覧					
＜販売価格について＞					
●販売価格は、消費税率8%に基づく価格です。					
●登録が10月以降となりますので、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。					
●詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。					
車種(画像)	販売価格	初度登録	車検	走行距離	その他
	105.0 万円	H28.12	R1.12	2.3万km	
	89.8 万円	H27.9	検なし	5.9万km	



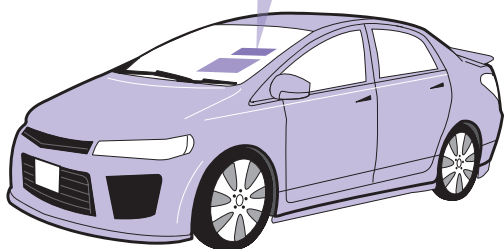
●中古車の展示車における表示例

- ⇒ 展示台数が多く、10%の税込価格に切替えることが物理的に困難な場合
- ⇒ 切替え作業を行う間のごく短期間の緊急避難的対応

〈説明POP〉

お客様へ

- 展示車両の価格は、消費税率8%に基づく価格です。
- 登録が10月以降となりますので、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。



〈店頭ポスター〉

お客様へ

展示車両の価格は、消費税率8%に基づく価格です。

登録 が10月以降となりますので、消費税率10%に基づき改めて精算させていただきます。

詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。



〇〇自動車販売

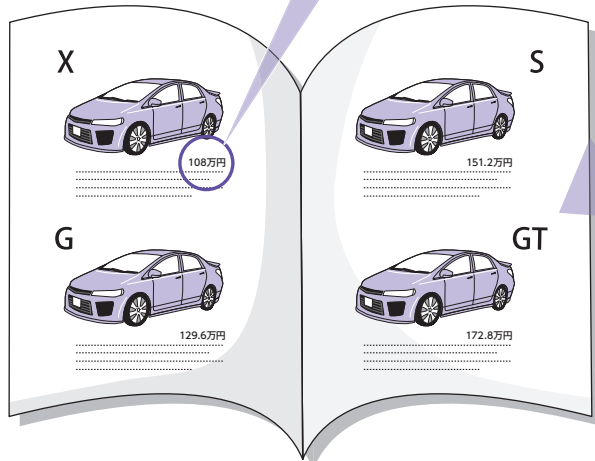
■ 一台毎にPOP等で表示する、又は、ポスター等で表示するなど、確実にお客様の目に付く方法で表示すること

●新車のカタログにおける表示例

- ⇒ カタログ、価格表をモデルチェンジまでの間使用する場合
- ⇒ 書面を差し込むことにより対応した例

1,080,000円 (消費税8%込)

〈商品カタログ〉



〈差し込み書面〉

お客様へ

カタログに記載のスカーレットのメーカー希望小売価格は、消費税率8%に基づく価格を表示しています。
スカーレットは登録が10月以降となるため、価格につきましては、このチラシに記載の価格(消費税率10%に基づく価格)となります。詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

メーカー希望小売価格一覧 (消費税10%込)

グレード	メーカー希望小売価格	リサイクル料金
X	1,100,000円	●●,●●●円
G	1,320,000円	●●,●●●円
S	1,540,000円	●●,●●●円
GT	1,760,000円	●●,●●●円

3) 商談時の対応

＜前提＞ 登録（届出）日を売上計上日としている販売店が商談を行う場合の例となります。

【商談時の対応の留意点】

■消費者の誤解やトラブルを未然に防止するという観点から、「注文時ではなく登録（届出）日の税率が適用される」旨を説明するとともに、車両納入日等を十分確認の上、6ページの趣旨を踏まえて、分かりやすく、かつ、適切に説明して下さい。

●商談時の対応例

⇒ 9月30日以前に、登録（届出）日が10月1日以降となる車両の商談を行う場合

注文日ではなく、登録日時点の消費税率を適用いたします。

お客様の車は、登録予定日が10/15ですので、注文書も10%で計算して作成しております。

なるほど…
分かりやすく説明してくれて、納得したよ！



注文書	
車両本体価格 (消費税10%込)	1,100,000円
.....	円
.....	円



4) 消費税抜価格のみが表示された用品等を陳列する場合の対応

⇒ 陳列棚等に、「購入時に消費税を別途申し受ける」旨を表示して対応した例

＜説明POP＞

お客様へ

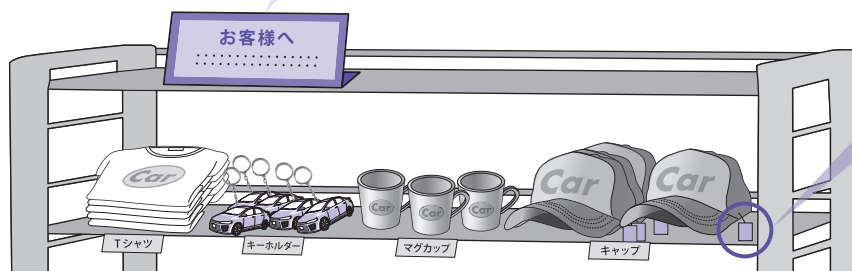
- この棚に陳列している商品の価格は、消費税抜価格となっています。
- ご購入の際には、消費税を別途申し受けます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

＜商品タグ＞

オリジナル
キャップ

5,000円

税抜価格



IV

個人リース料金の表示方法（消費税込リース料金の表示方法）

1. 消費税込リース料金の表示

- 消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込のリース料金」を表示

2. 税率10%が適用される個人リース取引

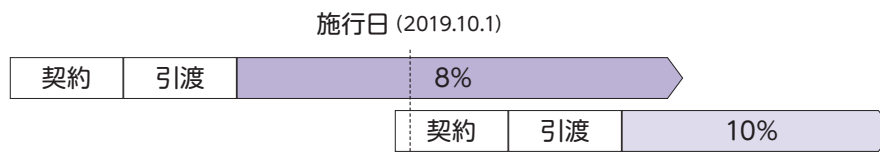


<取扱いのリースがどちらの取引に該当するかどうかは、各リース会社に確認して下さい>



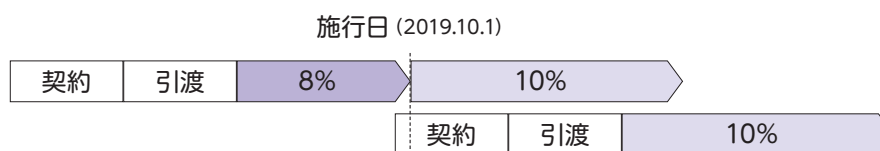
1) ファイナンス・リース取引

消費税法上は「資産の譲渡」として取り扱われますので、リース開始日時点の消費税率が適用されます。よって、**リース開始日が10月1日以降となる取引**に対して税率10%が適用されます。



2) オペレーティング・リース取引

消費税法上は「資産の貸付」として取り扱われますので、**原則として10月1日以降に支払われるリース料金**に対して税率10%が適用されます。



※次の要件に該当するものは経過措置の対象となり、旧税率（8%）を適用することとされています。詳細については、各リース会社に確認して下さい。

- ①貸付期間とその間の対価の額が定められていること
- ②事業者が事情の変更等（公租公課等の変更など）により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

3. 店頭や広告等において表示を行う際の留意点等

1) 消費税の転嫁を阻害するおそれのある表示

⇒ 消費税の転嫁を阻害する等の表示は、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。(P2参照)

2) 不当表示となる（おそれのある）表示

⇒ 消費税抜価格が消費税込価格であると誤認させるような表示は、不当表示（公正競争規約違反、景品表示法違反）に該当するおそれがあります。(P3参照)

3) 消費税込の個人リース料金の表示方法

適用される消費税率についての付記説明を、リース料金との関連が明確になるよう*分かりやすく、かつ、明瞭に表示します。

※「リース料金との関連が明確になるよう表示する」とは、リース料金の近くに付記説明を表示したり、価格の近くに※等を入れて付記説明があることが分かるように表示することなどをいいます。

表示したリース料金の消費税率を明確にした上で、以下の内容を表示

①ファイナンスリース・リース取引の場合

⇒ リース開始日が10月1日以降となる場合は、消費税率10%が適用される旨

②オペレーティング・リース取引の場合

⇒ 10月1日以降に支払うリース料金から消費税率10%が適用される旨

<正しい広告表示の例> 9月30日以前に、リース開始日が10月1日以降となる可能性がある新車の個人リース料金(ファイナンス・リース)を表示する場合

スカーレット1.3X ●●リースプラン登場!

※消費税について

リース料金は、消費税8%で計算しています。リース開始日が10月1日以降となる場合は、消費税率10%が適用されます。詳しくはスタッフまでお問い合わせ下さい。

7年リースの場合※

月々**10,800円** (8%消費税込)

- ・頭金0円
- ・月々10,800円×83回
- ・ボーナス加算(6月、12月) 〇〇,〇〇〇円×14回

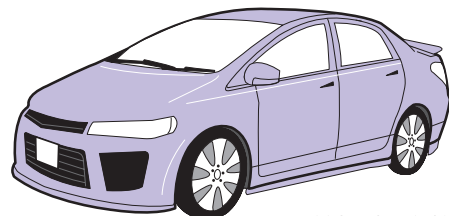


PHOTO: 1.3X

※上記お支払例は月間走行距離〇,〇〇〇kmの場合の参考例です。

※リース料金には、自動車取得税とリース期間中の重量税、自動車税、自賠責保険料が含まれます。

※リース終了時に残存価格と実際の査定価格との差額を精算し、実際の査定価格が設定残存価格を下回った場合は、お客様に差額をご負担いただきます。

※「◆◆リースプラン」の詳細はスタッフまでお尋ね下さい。



消費税率引上げ後の自動車関係諸税に関する表示を行う際の留意点

1. 環境性能割やエコカー減税に関する表示

- 広告等において、環境性能割やその他自動車関係諸税の減税額等について表示する場合は、制度の内容について正確な情報を提供することにより、一般消費者の誤解やトラブルを未然に防止するという観点から、適用条件や対象範囲について、表示箇所、文字の大きさ等に配慮して表示して下さい。

2. 表示方法

【必要と考えられる付記説明の例】

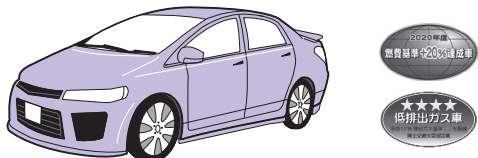
- ① 車種、グレード、オプション選択等により減税額は異なる旨（対象外となる場合はその旨）
- ② 自動車税の減税額について表示する場合は、登録翌年度の支払い分である旨
- ③ 適用条件が定められているため、詳細については販売店（スタッフ）に尋ねられたい旨

<正しい表示の一例> 減税（軽減）額を表示した例

⇒ 減税（軽減）に関する付記説明を当該表示に関連付けて表示

スカーレット2.0Xは税金の軽減が受けられます！

スカーレット2.0X
車両本体価格**220万円**(消費税込)^{※1}



● 環境性能割(自家用乗用車)	● エコカー減税(重量税)	● 翌年度自動車税 減税
18,000円軽減^{※2} 2020年9月30日まで、 1%の軽減が受けられます。 軽減前 36,000 円 軽減後 18,000 円	+	15,000円軽減^{※3} 購入時に50%の 軽減が受けられます。 軽減前 30,000 円 軽減後 15,000 円
18,000円軽減^{※4} 登録翌年度に50%の 軽減が受けられます。 軽減前 36,000 円 軽減後 18,000 円	+	

合計 69,000円 軽減

※1 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません。

※2 環境性能割は税率▲1%+臨時的軽減▲1%で1%課税。臨時的軽減については、2020年9月30日までに登録（届出）された自家用自動車が対象となります。納期との関係で、期間内にご注文をいただいた場合であっても、軽減措置が受けられない場合がございます。詳しくはスタッフまで。

※3 環境性能割、重量税は、グレードや装着オプションによって税額及び減税額が変わる場合があります。

※4 登録翌年度の自動車税が減税されます。購入時には減税前の税額(月割り)を納付いただきます。

<問題となる広告表示の例> 減税額と値引きを合算してお得である旨を表示

スカーレット 体感フェア開催！ 特別値引と減税で今ならこんなにお得に！！

スカーレット2.0X
車両本体価格2,200,000円(消費税込)※1

特別値引 200,000円

特別価格2,000,000円



2020年度
燃費基準 92%削減車

★★★★★
低排出ガス車

今だけのチャンス！特別値引！

200,000円！

+

各種減税額合計※2

69,000円！

特別値引に減税
全部まとめて **今なら 269,000円 もお得!!**

※1 保険料、税金(消費税除く)、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません。

※2 環境性能割36,000円、重量税15,000円、登録翌年度自動車税18,000円の合計。環境性能割の臨時的軽減については、2020年9月30日までに登録(届出)された自家用自動車対象となります。納期との関係で、期間内にご注文をいただいた場合であっても、軽減措置が受けられない場合がございます。また、環境性能割、重量税は、グレードや装着オプションによって税額及び減税額が変わる場合があります。詳しくはスタッフまで。

<問題点>

- 各種減税（軽減）額と値引き額とを一緒にして「今なら〇〇万円もお得」と表示することは適当ではありません。また、車両値引き（表示例で言えば、「特別値引20万円」）が恒常的に行われているのであれば、不当表示となるおそれがあります。

<参考>用品等のキャッシュレス決済のポイント還元に関する表示を行う際の留意点

- キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元）とは、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者（事前に事業者登録が必要）においてキャッシュレス手段により決済した場合に5%のポイント還元（中小・小規模事業者に該当するフランチャイジーについては2%）するものです。

※詳細につきましては、経済産業省 キャッシュレス・事業者還元事業特設HP (<https://cashless.go.jp/>) をご参照下さい。

- 自動車関係においては、用品やサービス（整備等）は対象となっていますが、自動車本体については換金性の高い商品であるとされ、その対象とはなっていません。
- 自動車（新車・中古車）を掲載した広告等において、用品等のキャッシュレス決済ポイント還元について告知する場合は、一般消費者の誤解やトラブルを未然に防止するという観点から、その対象を明確にするとともに、自動車本体は対象外である旨を表示して下さい。

<正しい広告表示の例> 用品等を枠で区別してポイント還元の対象を明確に表示

秋の大感謝フェア開催！

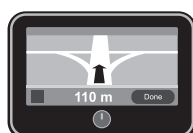
スカーレット2.0X 車両本体価格220万円(消費税込)

※保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません



用品をキャッシュレスでお支払いいただくとポイント還元！

2020年6月30日までに、用品等をクレジットカード、電子マネー等でお支払いいただくと、後日、2%のポイントが還元されます。自動車本体は対象外となります。詳しくはスタッフまで。



▲▲社製
カーナビゲーション
販売価格110,000円(消費税込)



××社
エンジンオイル 5W-20
販売価格2,500円/ℓ(消費税込・工賃別途)

<問題となる広告表示の例> ポイント還元の対象が不明確な表示

キャッシュレス決済で2%ポイント還元！！

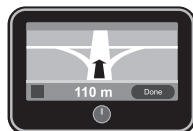
2020年6月30日までに、クレジットカード、電子マネー等でお支払いいただくと、後日、2%のポイントが還元されます。詳しくはスタッフまで。

スカーレット2.0X 車両本体価格220万円(消費税込)

※保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません



- 当店は用品も多数取り揃えております！



▲▲社製
カーナビゲーション
販売価格110,000円(消費税込)



××社
エンジンオイル 5W-20
販売価格2,500円/ℓ(消費税込・工賃別途)

**消費税率の引上げに伴う
価格表示方法等の対応の手引**
〈四輪車編〉

(2019年6月 発行)

一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 (サウスヒル永田町)

TEL.03-5511-2111 FAX.03-5511-2112

URL <http://www.aftc.or.jp>

